平成30年1月16日 保健福祉部 障害福祉担当部 梅ヶ丘拠点整備担当部 高齢福祉部 世田谷保健所

梅ヶ丘拠点整備事業(仮称)区複合棟条例の基本的な考え方について

(付議の要旨) 梅ヶ丘拠点整備事業は、梅ヶ丘拠点全体として機能を発揮し、区全体をリードすることを目指した運営を行うこととしている。

その実現のため、(仮称)区複合棟条例の制定に向けた基本的な考え方をとりまとめたので、報告する。

### 1. 主旨

梅ヶ丘拠点整備事業においては、保健医療福祉に関する施設機能が整備・集積される 利点を生かし、相乗効果により個々の施設機能を向上させ、梅ヶ丘拠点全体として機能 を発揮し、区全体をリードすることを目指した運営を行うこととしている。

その実現のため、各施設機能を一体とし、協力・連携して運営する原則などを定める (仮称)区複合棟条例制定に向けた基本的な考え方をとりまとめたので、報告する。

#### 2. (仮称)区複合棟条例の基本的な考え方(別紙1)

梅ヶ丘拠点が全体として機能を発揮し、区全体をリードすることを目指した運営を行うことを示す条例とするため、区複合棟内の各施設の条例をそれぞれ単独で整備するのではなく、1つの条例として整備する。

- (1)区複合棟を構成する各施設の事業を規定する。
- (2)梅ヶ丘拠点全体の連携を示すため、区複合棟内の施設の相互連携及び隣接する民間施設棟と連携を図ることを規定する。
- (3)区複合棟の地域交流ネットワーク事業(区民活動支援会議室の貸出、交流イベントの実施等)は、事業者提案による民間ノウハウ活用を図るものとする。また、施設の維持管理は、効率的に行うため施設全体を一括で行うものとし、地域交流ネットワーク事業を含む拠点運営業務とあわせ、民間ノウハウ活用を図るため、指定管理による運営とする。
- (4)上記(3)以外の区複合棟を構成する保健センター、福祉人材育成・研修センター、 認知症在宅生活サポートセンター、初期救急診療所、薬局の運営は、区複合棟の指 定管理者とは別の事業者がそれぞれ行う。
- (5)梅ヶ丘拠点の運営において、拠点外の施設との連携や地域との交流を図るとともに、

### 区民や施設利用者の意見を取り入れながら運営を行う。

### 3. 今後のスケジュール(予定)

```
平成30年 2月
           福祉保健常任委員会(条例の基本的な考え方報告)
           地域保健福祉審議会(""
     3月
                               )
     8月
          政 策 会 議(条例案報告)
     9月
           福祉保健常任委員会("")
     9月
           第3回区議会定例会(条例案の提案)
          政 策 会 議(指定管理者選定方法報告)
    11月
          福祉保健常任委員会("""
    12月
          政 策 会 議(指定管理者候補者選定結果報告)
平成31年 4月
          福祉保健常任委員会(
     5月
     6月
          第2回区議会定例会(指定管理者の指定の提案)
          梅ヶ丘拠点区複合棟竣工(予定)
    11月
平成32年 4月
         梅ヶ丘拠点区複合棟開設(予定)
```

#### 参考資料

資料 1	梅ヶ丘拠占・	総合福祉センター	- 後活用相閏図
<b>ライコー</b>	147 上版流		1927[[[[[]]]]]

資料2 梅ヶ丘拠点整備事業全体スケジュール

資料3 梅ヶ丘拠点施設の概要

資料4 梅ヶ丘拠点の検討状況

資料 5 民間施設棟検討状況

資料6 梅ヶ丘拠点の愛称

## 梅ヶ丘拠点 (仮称)区複合棟条例の基本的な考え方

梅ヶ丘拠点が全体として機能を発揮し、区全体をリードすることを目指した運営を行うことを示す条例とするため、区複合棟内の各施設の条例をそれぞれ単独で整備するのではなく、1つの条例として整備する。

- 1.区複合棟を構成する各施設の事業を規定する。
- 2.梅ヶ丘拠点全体の連携を示すため、区複合棟内の施設の相互連携及び隣接する民間施設棟と連携を図ることを規定する。
- 3.区複合棟の地域交流ネットワーク事業(区民活動支援会議室の貸出、交流イベントの実施等)は、事業者提案による民間/ウハウ活用を図るものとする。 また、施設の維持管理は、効率的に行うため施設全体を一括で行うものとし、地域交流ネットワーク事業を含む拠点運営業務とあわせ、民間/ウハウ活用を図るため、指定管理による運営とする。
- 4.上記(3)以外の区複合棟を構成する保健センター、福祉人材育成・研修センター、認知症在宅生活サポートセンター、初期救急診療所、薬局の運営は、区複合棟の指定管理者とは別の事業者がそれぞれ行う。
- 5.梅ヶ丘拠点の運営において、拠点外の施設との連携や地域との交流を図るとともに、区民や施設利用者の意見を取り入れながら運営を行う。

# (仮称)区複合棟の構成 4階 保健センター 3階 貸出会議室 認知症在宅生活 サポートセンター 鹹管理室 研修室 初期教急 福祉人材育成 診療所 ・研修センター 貸出会議室 喫茶コーナー 運営管理室 地下1階

## (仮称)区複合棟の運営・維持管理方法

		1		維持	·管理		
施設		事業運営	施設貸出	建物·設備保守管理 環境衛生管理·清掃 保安管理	植栽·外構保守管理 駐車場·駐輪場管理	条例	
保健センター		指定	管理B	指定管理A		保健センター条	
休妊ピング		THAT	后 /± D	指定管理B ※		例	
福祉人材育成・研修センター		委託①	指定管理A				
認知症在宅生	活サポートセンター	委託②				(仮称)区複合棟 条例	
	総合案内		指定管理A		指定管理A		
	拠点運営事務補 助						
全体調整	情報発信	指定管理A					
工件则走	拠点全体事業	旧龙百年八		指定管理A			
	区民活動支援・交流コーナー (区民活動支援会議室貸出) (喫茶コーナー・エントランス)						
初期救急診療所		委託③					
	薬局						

※指定管理Bの管理の範囲(管理権限・秩序維持等)においては、指定管理Bが業務を行う。

### 条例の骨子検討状況

#### 条例の骨子は、以下のような構成で検討している。

1.目的

保健・医療・福祉の連携の充実を図り、区民の在宅生活を支援することを目的として設置する。

2. 名称及び位置

(仮称)区複合棟の名称及び位置を規定する。

♂. 事業

- (1) 世田谷区立保健センター条例(昭和51年世田谷区条例第56号)に定める事業に関すること。
- (2) 保健医療福祉を支える人材の確保・育成に関すること。
- (3) 区における認知症在宅支援の推進に関すること。
- (4) 保健医療福祉の連携の充実を図るとともに、地域との交流のため(仮称)区複合棟の施設を会議等の利用に供すること。
- (5) その他
- 4. (仮称)区複合棟を構成する施設
- (1) 世田谷区立保健センター条例(昭和51年世田谷区条例第56号)の規定により設置される世田谷区立保健センター
- (2) (仮称)世田谷区福祉人材育成・研修センター
- (3) (仮称)世田谷区認知症在宅生活サポートセンター
- (4) 区民活動支援・交流コーナー
- (5) 初期救急診療所·薬局室
- (6) 駐車場
- 5.運営の原則

(仮称)区複合棟を構成する施設が相互に密接に連携し事業を実施し、隣接する民間施設棟とも連携を図り、保健、医療、福祉の拠点として総合的かつ効率的な運営に努めるものとする。

6.休館日及び開館時間

休館日及び開館時間は規則で定める。

7.事業の細目

(1)保健センター事業

実施する事業については、世田谷区立保健センター条例(昭和51年世田谷区条例第56号)で定めることを記載する。

(2)福祉人材育成・研修センター事業

実施する事業の細目を定める。

(3)認知症在宅生活サポートセンター事業

実施する事業の細目を定める。

(4)保健医療福祉の連携・地域交流事業で使用する会議室の利用 区民活動支援・交流コーナーの会議室の利用について定める。

8.使用することができる者

区民活動支援会議室、研修室等の施設を利用することができる者の要件について定める。

7. 使用科

使用料(又は利用料金)を徴収する施設とその金額について定める。

10.指定管理

(仮称)区複合棟が実施する事業のうち、指定管理者の業務範囲を定める。

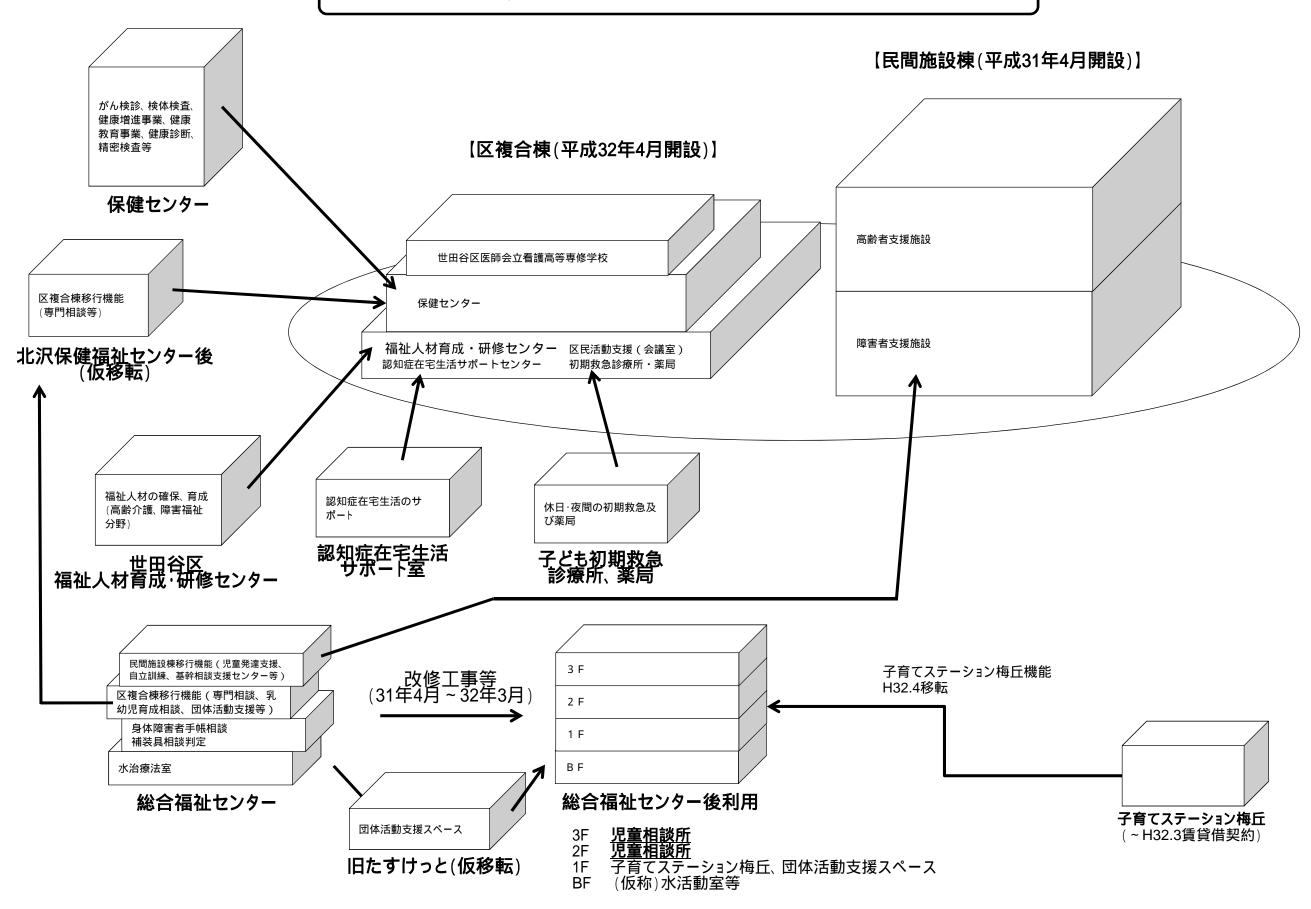
(1)拠点運営

総合案内、拠点運営事務補助、情報発信、拠点全体事業運営、区民活動支援·交流コーナー運営(区民活動支援会議室貸出、喫茶コーナー運営)等

(2)施設維持管理

植栽・外構保守管理、駐車場・駐輪場維持管理等の全部 建物・設備保守管理、環境衛生管理・清掃、保安管理業務等の一部

### 梅ヶ丘拠点整備、総合福祉センター後利用に関連する公共施設相関図



											<u>,                                      </u>	
施設	項目		平成2	9年度		平成	30年度	平成31年度			平成3	32年度
区複合棟工	事	報告 議案 コングリート砕石他撤去工事			(T11 F)				No. 04 (19.00)			
		コノケリー内学台で創去工事	開発上事及ひ新築	工事(平成29年7月~平成3	1年11月)			(# = = = )		準備期間		
開設準備	移転計画				人人大学	/4-++		備品購 <i>入</i>		移転準備		
	事業計画 				全体運営・ 管理方法報				計画報告			
	条例				基本的な 考え方報告	案幸	最告 議案					
全体調整機 能	事業者選定						選定方法報告	候補者選 候補者選 議	定報告 案(選定結果)	管理委託	指定管	Ling
	地域交流会議				報告	(仮称)地域交流会議(準備会)		(仮称)地域交流会	<b>注議</b>			
	施設名称				公募方法载	报告 報行	<b>=</b>					
	事業計画		検討 事業 状況報告 報告	概要	事業実施	5針案報告			報告		合棟	
保健セン ター	条例改正			案報告 議案(事業移	行)	議	案(所在地変更)					
	事業者選定	保健センター 現指	定管理者の運営			)	# +v \PBC=+D +c				開	
	<b>予</b> 来日 <b>心</b> 心					選定 候補 方法報告	者選定報告 議案(選定結果)	保健センター 次類	明指定管理者の運営		設	2
福祉人材育成:研修セ	事業計画			検討状況報告	基本方針 素案報告	基本方針案報告 基本方針策定	進1] 从沉	報告	報告		設運営	
ンター	事業者選定					選定 事業者選定 選定報告 福祉人材育成・研修センター開設準備(事業者委託)		委託)				
認知症在宅 生活サポー	事業計画	検討 状況報告			検討状況報	报告			報告			
11	事業者選定	区(委託含む)によ										
	<b>学来日</b>		選定 方法報告	事業者選定結果執	告	センター委託事業者による業務実施						
初期救急診 療所·薬局					検討状況執	<b>服告</b>	進行状況:	報告	報告			
医療救護本 部	事業計画				検討状況執	<b>报告</b>			報告			
	工事		入 <sup>‡</sup>   民		新築工事(-	平成29年9月~平成31年1月)	準備期間				1	
民間施設棟	施設運営等	進行 状況報告		者施設事業概要 所対象者等)素案報告		者等)案報告			民間施設棟	開設運営		
	補助·貸付·借 地等	障害者施設整備 費	報告									
松今行ルム	事業移行計画		素案	<b>&lt;報告</b>	案報告			3月末 機能廃止				
総合福祉セ ンター				議案(廃止	条例)		,					
	工事			実施設計				改修工事			新施設	運営

## 梅ヶ丘拠点施設機能の概要

#### 全体調整機能

【拠点運営】・(仮称)地域交流会議、(仮称)運営連絡会、拠点運営全体のモニタリング 等 【地域交流ネットワーク】・カフェ、区民活動支援(会議室貸出 総合福祉センターからの移行を含む)、地域交流イベント 等 【施設維持運営】・区複合棟の施設維持管理、外構等民間施設棟との協力 等

複 合 棟 保健センター 福祉人材育成・研修センター 初期救急診療所·薬局 認知症在宅生活サポートセンター 【健診·検診】 【研修、事業等】 【人材育成】 ・健康診断(個人、企業 (障害者を含む)) ・人材確保・マッチング(就職面接・相談会、 ・認知症に関する専門研修 専門講師派遣 ・がん検診(胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん) 施設見学会、基礎研修等) ・がん精度管理 ・質の向上(専門研修、スキルアップ研修、リーダー ・各種検査、測定(脳ドック、動脈硬化検査、骨密度 研修等) 測定等) ·定着促進(階層別研修等) 【相談】 【技術支援·連携強化】 【相談】 ・がん相談、療養相談 ·医師による認知症専門相談事業 等 福祉人材育成に関する事業者等からの相談 ・こころの健康相談(精神保健) X · 障害者専門相談(補装具、福祉用具相談等) 的 乳幼児育成相談 【情報収集·研究】 ・福祉人材育成等に関する研修プログラム研究 高次脳機能障害者支援(失語症会話パートナー な ・福祉人材育成に関する情報収集 養成講座、関係施設連絡会等) 拠 【健康増進、健康づくり(普及啓発含む)】 点 健康月間イベント ·健康講演会 ·健康教育指導 ·運動負荷測定 健康増進指導 ・生活習慣改善プログラム 【普及啓発·情報発信】 ・障害者の健康づくりプログラム 【情報発信‧普及啓発】 ・認知症の在宅支援に関する実態把握 ・福祉人材育成に関する情報発信 ・対応困難事例等の支援に関するノウハウの蓄積 ・保健福祉の制度や仕事等の普及啓発 【情報発信】 ・認知症に関する情報発信 等 ・医療、健康づくり等に関する情報収集 ・医療、健康づくり等に関する情報発信 医療救護本部 (災害時) ・医療救護活動の総合調整、情報収集・・医療救護本部の運営・・医療救護所等への支援・・医薬品の調達、管理、仕分け、配送(災害薬事センター)・・医療支援チームの受入・・等 【在宅支援のサポート】 【地域医療支援】 ・認知症初期集中支援チームによる支援 ·保険診療による検査(内視鏡、乳房、子宮、CT·MRI 検査 等) 【家族支援のサポート】 地域医療機関専門研修 家族介護者のためのストレスケア講座 地 ·家族会の支援 ·家族のための心理相談 等 域 【地域の健康づくり活動支援】 【活動支援】 ·出張測定、講座、指導、相談·地域団体活動支援等 ·研修講師紹介 ·自主研修等への会場貸出 等 を ・認知症サポーター養成講座 ・認知症サポーターステップアップ講座 等 支 【地域の健康づくり人材育成】 【地域リーダー支援】 え ・健康づくり支援リーダー養成 【技術支援·連携強化】 等 ・地域リーダースキルアップ研修 ·ゲートキーパー養成 ·若者ピアサポーター養成 認知症専門相談員連絡会 る ・認知症に関する連携会議 機 ・若年性認知症(軽度認知症含む)の人の活動拠点 【専門職員の訪問】 づくり支援 等 能 ・乳幼児健診後のフォローグループへの派遣 【普及啓発·情報発信】 障害者施設等への技術支援 ·認知症講演会 住宅改造アドバイス ·認知症カフェの支援等 総合福祉センターからの移行事業 地 【診療所·薬局】 夜間、休日の診療所 域 ·夜間、休日の薬局

設棟 障害者支援施設

基幹相談支援センター

【入所施設】 ·介護老人保健施設(在宅強化型)

高齢者支援施設

【通所施設】 通所リハビリテーション ·療養通所介護 ·認知症対応型通所介護

【入所施設】 施設入所支援(地域生活支援型) (生活介護・自立訓練と一体的に実施) ·短期入所(障害者·障害児、緊急受入)

【相談】

【通所施設】

·生活介護 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 児童発達支援 ·放課後等デイサービス

医療的ケアに対応 ・----

【訪問サービス】

【訪問サービス】 ·訪問介護 ·訪問看護

·居宅介護支援 ・訪問リハビリテーション

·居宅介護 ·重度訪問介護 ·行動援護 ·同行援護 ·定期巡回·随時対応型訪問介護 ・重度障害者等包括支援

> 【相談】 ·指定一般相談支援支援事業 指定特定相談支援事業

【専門職員の訪問】 保育所等への技術支援

【地域交流】 ・地域交流スペース

【地域交流】 ・地域交流スペース

【その他】 ・回復期リハビリテーション病棟

総合福祉センターからの移行事業

福祉避難所 (災害時)

施 設 機 能

### 梅ヶ丘拠点の検討状況

### 区複合棟に整備する全体調整機能の検討状況

### 全体調整の役割

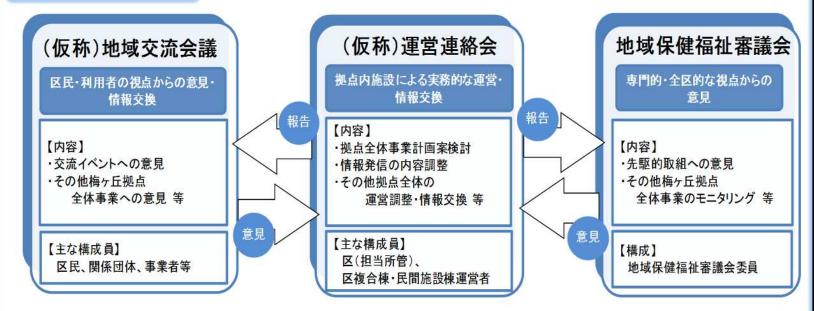
梅ヶ丘拠点では、保健医療福祉に関する施設機能が整備・集積される利点を生かし、相乗効果により個々の施設機能を向上させ、梅ヶ丘拠点全体として機能を発揮し、区全体をリードすることを目指した運営を行う。 拠点内施設の相互連携や拠点外の施設・団体等との交流、運営に対する全区的・専門的視点の確保などを行い、拠点全体をコントロールするために、全体調整機能を整備し、「(仮称)地域交流会議・運営連絡会」や「モニタリング」、「地域交流ネット ワーク事業」、「情報発信」の仕組みを活用して、円滑に運営を行う。

### (仮称)地域交流会議・運営連絡会の設置、モニタリング

区複合棟・民間施設棟の運営を行う関係者による「(仮称)運営連絡会」、連絡会に区民や関係団体を加えた「(仮称)地域交流会議」の仕組みを活用し、地域や区民の多様な交流の創出や、拠点内の施設間での協力・連携により、全区をリードする取組を検討する。

また、保健医療福祉の拠点としての機能を発揮し、全区的・専門的な視点を確保するため、モニタリングの仕組みを整備する。

### 運営の仕組み



#### 梅ヶ丘拠点で実施する事業

## 拠点全体で実施する事業

区複合棟全体で実施する事業

民間施設棟で実施する事業

拠点内の複数の施設で実施する事業

#### 運営連絡会等による情報交換

- ・各施設で実施する先駆的な取組
- ・他施設と連携して実施できる事業等

### 区複合棟

各施設の個別事業

(運営事業者と区所管が調整して実施)

各施設の個別事業 (民間施設棟運営者が実施)

民間施設棟

### 31年度からの年次サイクル

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

 交流
 交流

 会議
 会議

連絡会(随時)

#### 準備会の設置

運営等においては、開設準備時点から、区 民・関係団体の意見を聞きながら進めていく ため、(仮称)地域交流会議の構成団体によ る準備会を平成30年度から設置する。

### 地域交流ネットワーク事業

区複合棟では、世代や障害の有無を超えた多様な交流を生み出し、利用者の交流、世代交流、周辺地域との交流、団体間交流を図っていく。

### 交流イベントの実施

利用者や団体間交流、他世代・周辺地域との多様な交流を創出し、相互理解を促進するため、交流イベントを実施する。

### 区民活動支援会議室の整備

福祉・保健などの課題を共有しようとする団体や周辺の地域が、連携や協力を密にし、身近な地域での活動をより一層推進していくための場として、区民活動支援会議室を整備する。

#### ①対象諸室

室名	面積	( m²)	定員(	人)	利用時間
区民活動支援会議室	68	400	36	70	9:00
区民活動支援会議室	65	133	36	12	~ 22 : 00
区民活動支援会議室		63		36	

②利用対象者

区民一般(活動内容に応じた優先の規定を検討)

③利用料金

行政財産使用料条例に準ずる(活動内容に応じた減免を検討) ④その他

福祉人材育成・研修センターの研修室等については、研修等利用 後空きが生じた場合、区複合棟の規定に沿って地域団体への貸出 を行う。

### 情報発信

拠点内施設や全体 の事業周知、イベン トや研修の案内など

事業概要の発行

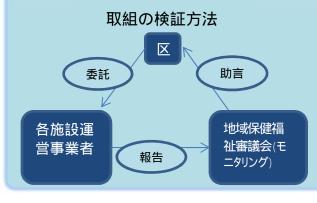
ホームページ の運営

拠点事業広報紙 の発行

拠点全体で総合的に、 周辺地域や全区へ 情報発信を行い、 拠点の魅力を醸成

### 区をリードする取組

拠点では、複合施設の利点を生かした事業を展開し、それぞれの施設が相乗効果によって区全体をリードするような先駆的な事業を実施し、拠点全体として地域に発信していく。



## 取組の種類 実施する内容等

全体で実施する事 拠点内施設が行う先駆的な取組事業の成果発表や 業 講演会、展示会などの企画、情報発信 等

複数の施設が連携 介護職研修等での民間施設棟での実習受け入れ して実施する事業 | 等

単独の施設で実施 する事業 高度医療機器を活用した先進的検査 等

### 区複合棟に整備する各施設の検討状況

### 保健センター

将来の医療・介護需要の増大を見据え、「区民の健康寿命を延ばす」とともに「介護予防の効果を上げる」ことを目指し、福祉人材育成・研修センターや認知症在宅生活サポートセンター等と連携しながら、全区的な拠点としての機能や地域を支える機能を発揮する。

平成31年3月をもって廃止される総合福祉センターの一部機能を受け入れ、また、梅ヶ丘拠点整備プラン策定(平成25年)以降の社会状況等の変化を踏まえた課題を見据えた新規・拡充事業を含め、以下のとおり展開していく。

#### 【梅ヶ丘拠点整備に伴う保健センターの事業展開】

- (1)健康増進・健康づくりの普及啓発
  - 健康度測定·運動負荷測定 健康増進指導 医療、健康づくり等に関する情報収集·発信
  - ・健康度測定等のデータを活用した健康づくり プログラムの実施
  - ・健康(がん、精神保健等)に関する情報発信
- (2)障害者等を含む区民の健康づくり支援 健康診断(個人、企業(障害者を含む))
  - ・障害者等の健診
  - 障害者の健康づくリプログラム
  - ・障害者の生活習慣病予防(健康支援プログラム)
- (3)がん患者や家族等を支える中核的機能の確立
  - がん検診
  - ・がん検診の総合案内窓口設置
  - ・胃がん内視鏡検査導入
  - ・がん検診受診拡大事業
  - がん検診精度管理
  - がん相談、がんサロン
  - ・がん患者等の就労相談
- ・がん講演会等の面接相談コーナー

- (4)地域の医療や健康づくりへの支援
  - 地域医療の後方支援
  - 保険診療による精密検査
  - ・先進的検査の導入
  - 地域医療機関専門研修
  - ・検査・検(健)診の専門的な研究・研修
  - 地域の健康づくり・介護予防
  - 出張測定、講座、指導、相談
  - 地域団体活動支援
  - ・健康づくり応援事業
- (5)障害者専門相談、乳幼児育成相談及びこころの健康づくりに関する相談・支援
  - 障害者専門相談、乳幼児育成相談、高次脳機能障害 者支援(自立訓練を除く)
  - ·乳幼児健診後のフォローグループや児童発達支援 事業所等への専門職派遣
  - 障害者施設等への技術支援
  - 住宅改造アドバイス
  - こころの健康相談(精神保健)
  - ・こころの相談機能の整備
  - ・こころの健康講演会、セミナー
  - ・こころの健康づくりのための人材育成

## 福祉人材育成・研修センター

福祉人材育成・研修センターでは、これまで、主に高齢・介護、障害福祉の分野を対象としてきた対象分野を保健医療、子ども・子育ての分野にまで広げるとともに、福祉人材の確保・育成の包括的なコーディネートと、保健福祉の調査・研究の総合的拠点として、以下の7つの機能を担い世田谷の地域福祉の向上を目指す。

【新たな福祉人材育成・研修センターに整備する機能】

人材確保(就職相談会・合同面接会・職場体験・資格取得支援等)

人材の定着促進(階層別研修・メンタルサポート相談 等)

サービスの質の向上(専門研修・スキルアップ研修等)

医療と福祉の連携(医療連携・多職種合同研修 等)

地域のリーダーの育成支援

事業者・団体等への研修支援

### 認知症在宅生活サポートセンター

平成32年度からの開設にあたっては、保健センターや福祉人材育成・研修センター等と連携しながら、認知症ケアの専門的かつ中核的な拠点として地域において認知症の方やその家族を支援する「あんしんすこやかセンター」等をバックアップしていく。

#### 【整備する機能】

_									
	訪問サービスによる在宅支援のサポート	家族支援のサポート	普及啓発·情報発信						
	施術支援·連携強化	人材育成							

#### 【年次ごとの運営体制】

I	~平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	【区直営】	【区】 認知症在宅生	活サポート業務	【委託事業者】 認知症在宅生活サポート センター開設
				ピンプー対政

### 初期救急診療所·薬局

夜間や休日の初期救急医療の中核機能として、現在松原6丁目に設置されている子ども初期救急診療所·薬局及び保健センター1階の診療所を移転·整備する。

開設予定時間	平日	土曜日	日曜日·祝日·年末年始	
内科				
小児科	10:20 - 22:20	17:00 ~ 22:00	9:00~22:00	
薬局	19:30 ~ 22:30			

### 世田谷区医療救護本部

震災等により多数の負傷者が発生した場合、医療関係団体と連携して迅速に医療救護活動を行うため、共同で世田谷区医療救護本部を設置する。

区複合棟の諸室を転用し、医療救護活動の統括・調整を行うほか、「災害薬事センター」及び「医療支援チーム受入センター」を設置し、医薬品等の調達・供給や医療支援チームの受入等を行う。

#### 【整備する機能】

機能項目	活動内容
調整機能	医療救護活動の総合調整 情報収集 緊急医療救護所、医療救護所等への 支援 医薬品の調達・管理・仕分け・発送 (災害薬事センター) 医療救護本部会議等の開催
区民への対応等	在宅療養者への情報提供 医療支援チーム等の受入

#### 【転用する諸室】

1+4/11 3	140円する明主1							
エリア	用途	平常時の諸室						
	災害薬事センター	研修室C 等						
1階	医療支援チーム受入・ 派遣センター	区民活動支援エリア						
	医療救護本部(事務 室·会議室·炊事場等)	研修センター事務室·調理実習室等						
2階	医療救護本部(会議 室・仮眠スペース等)	保健センター運動指導室・健康指導室等						
地下	災害時対応用倉庫	災害時対応用倉庫						

### 施設運営経費等(概算)

H32概算については、今後、各施設の 事業の検討に合わせ、精査していく。

	H32概算	H 2 9 予算		主な「H32概算」の増減要素		
総額	約21.2億円	約13.8億円				
区複合棟	約17.3億円	約10.0億円	188	保健センター医療機器、総合福祉センターからの機能移行、福祉人材育成・研修センター研修数増、施設維持管理経費、消費税増税分(8% 10%)		
			减(歳入)	世田谷区医師会土地貸付料の収入		
民間施設棟	約3.9億円	0億円	増	運営費補助(総合福祉センターからの機能移行分含)、介護サービス給付費		
	おりつ・対局口	○□□□	減(歳入)	南東北グループ土地貸付料の収入		
総合福祉センター	0億円	約3.8億円	減	区複合棟、民間施設棟への機能移行		

### 民間施設棟整備の検討状況について

### 1 民間施設棟整備運営事業者

南東北グループ (代表法人)社会福祉法人 南東北福祉事業団 (構成法人)一般財団法人 脳神経疾患研究所

### 2 民間施設棟事業概要

	施設		機能	規模概要		
高	介護老人保健施設	Į 7	在宅強化型	ユニット型		
龄	(短期入所療	養介	`護含む)	一般療養(定員60名)認知症強化(定員40名)		
者				短期入所療養介護は空き室利用で 20 名程度		
支	通所リハビリテー	・シ	ョン	定員 短時間午前30名・午後30名 長時間20名		
援	訪問看護			利用想定 30 名		
施	療養通所介護			定員 9名		
設	地域交流スペース			災害時福祉避難所とする		
	認知症対応型通所	介	護	定員 12 名		
	訪問介護()			利用想定 30 名		
	訪問リハビリテー	シ	ョン	利用想定 30 名		
	定期巡回・随時対	応	型訪問介護看護	利用想定 30 名		
	居宅介護支援 (	)		利用想定 117 名		
	回復期リハビリテ	:	ション病棟	92 床		
障	施設入所支援		施設入所支援	定員 60 名、ユニット型		
害	日中活動と一体		生活介護	定員 60 名(うち 10 名拠点外通所) 定員 20 名(機能訓練・生活訓練定員各 10 名、うち		
者	的に実施		自立訓練			
支			(機能訓練、生活訓練)	10 名拠点外通所) 定員増の予定		
援	短期入所			定員 20 名、ユニット型 緊急受入れ含む		
施	障害児通所支援(	児	童発達支援、放課後等デ	児童発達支援 定員 50 名(午前・午後各 25 名)		
設	イサービス、保育	所	等訪問支援、技術支援)	放課後等デイサービス 定員 50 名		
	基幹相談支援セン	タ	_			
	相談支援事業所	指	定一般相談支援	利用想定 10 名/年		
		指	定特定相談支援	利用想定 80 名/年		
		指	定障害児相談支援	利用想定 650 名/年		
	地域交流スペース			災害時福祉避難所とする		
	短期入所(障害児	!)		定員8名		
	訪問系サービス (	居	宅介護、	利用想定(居宅介護 15 名/1 日、重度訪問介護 5 名		
	重度訪問介護、行	動:	援護、同行援護、重度障	/1日、行動援護1名/1日、同行援護1名/1日、重		
	害者等包括支援			度障害等包括支援1名/1日)		

高齢者支援施設「訪問介護」、「居宅介護支援」については、民間施設棟開設に先行し、南東北グループにより近隣地で開設(平成30年5月頃)し、民間施設棟開設後、移転予定。

#### 3 入所者及び利用者決定の方針に関する覚書について

高齢者支援施設及び障害者支援施設の入所者及び利用者決定の方針に関しては、基本協定書に基づき、区及び運営事業者において覚書を取り交わす。

利用者・入所者決定方針についての主な内容は、以下のとおり。また、(4)に基づき、障害者支援施設の施設入所支援については、入所者の決定方法を別に定める。

### (1)入所者及び利用者決定の方針

- ・ 高齢者や障害者が病院等からの在宅復帰・地域移行する際、安心して暮らし続けられるようなサービスの提供を念頭におき、入所者・利用者の状況を十分理解したうえで決定すること。
- ・ 梅ヶ丘拠点の趣旨を尊重し事業者としての役割を誠実に遂行するようモニタ リング等を行う。

#### (2) 高齢者支援施設における入所者及び利用者の決定

- ・ 入所者及び利用者の決定においては、世田谷区民を優先的に扱うこと。高齢者 支援施設のうち介護老人保健施設(短期入所療養介護含む)及び通所リハビリ テーションの入所者及び利用者の定員については、それぞれ8割以上を世田谷 区民とすること。
- ・ 上記について、社会状況の変化等に伴い調整が必要となった場合は、別途協議 することができる。

#### (3)障害者支援施設における入所者及び利用者の決定

・ 入所者及び利用者の決定においては世田谷区民を優先的に扱うこと。入所者については、地域生活支援型の施設入所支援であることを踏まえ、地域移行に向けた取り組みを行う者を、区と協議のうえで決定するものとする。

#### (4)協議

・ 覚書に定めのない事項については協議するものとし、具体的な入所者及び利用 者の決定方法については、別に定めることができるものとする。

#### 4 民間施設棟整備・運営等スケジュール(予定)

	高齢者施設	障害者施設	民間施設棟工事			
平成 30 年 3 月~4 月		入所者募集開始				
4月以降		利用者申込受付随時開始・決				
		定				
10 月	入所者募集開始(老健)	入所者決定				
平成 31 年 1 月~	利用者申込受付	短期入所(4月入所)申込受	竣工			
		付 以降利用月の3ヶ月前よ				
		り順次受付				
1月~3月	入所者(老健)、利用者決定					
平成 31 年 4 月	民間施設棟 開設					

### 梅ヶ丘拠点 愛称募集

梅ヶ丘拠点を広く区民に認知してもらうため、誰もが親しみを持って利用できる保健医療福祉の拠点としてのイメージを醸成するような拠点全体の愛称を公募する。

### 愛称の使用範囲

募集する愛称は、梅ヶ丘拠点全体の呼称として使用する。

その他、区複合棟内の各施設、民間施設棟の各施設、中央広場、公園の通称名や、発行する広報紙及び全体イベント時の名称としても幅広い使用を検討する。

### ① 梅ヶ丘拠点

4

中央

広場

広報紙

イベント 名称

> ⑤ 公園

② 区複合棟

カフェ

区民活動支援会議室

保健センター

福祉人材・育成研修センター

認知症在宅生活サポートセンター

初期救急診療所

薬局

③ 民間施設棟

#### 高齢者支援施設

介護老人保健施設 通所リハビリテーション 療養通所介護

認知症対応型通所介護
訪問介護

訪問リハビリテーション

定期巡回·随時対応型訪問介護 居宅支援介護 障害者支援施設

障害者支援施設障害児支援施設

基幹相談支援センター 障害者相談支援事業所

訪問系サービス事業所

回復期リハビリテーション病院

①梅ヶ丘拠点全体の愛称を募集

拠点施設「 🔙 」

### ②区複合棟

- ·条例名称
- ⇒機能名により庁内で決定 (仮称)区複合棟条例
- ·複合棟内各施設
  - ・カフェ、区民活動支援会議室
  - ⇒募集した愛称を使用

( カノエ、

■ カフェ、 区民活動支援会議室)

・その他施設

通称名等での使用を所管課で検討

③民間施設棟

- ・施設名称⇒「(仮称)東京リハビリテーションセンター世田谷」
- ・施設通称名や、内部に整備する施設での愛称使用は、 民間施設棟運営者が決定

4中央広場

通称名として使用 ( 中央広場)

公園

通称名として使用を検討 ( 公園)

広報紙・イベント名称

名称として使用 ( ガイドブック、 フェスタ)

### 募集要項

①募集期間

平成30年3月1日~5月1日

②応募資格 世田谷区内在住・ 在学・在勤の方

- ③応募方法 ハガキ(郵送)、 ホームページ
- ④周知方法区のおしらせ、区のホームページ、ちらし等

### 選定方法

①選定作品 最優秀作品1点

②選考方法 選考委員会で採用候補作品を選考し、 区が決定する。

3選考委員会

(仮称)地域交流会議のメンバーにより 組織する。

(区、区民、関係団体、区複合棟運営者、 民間施設棟運営者等)

### スケジュール(予定)

平成30年

3月 1日 公募開始

(区報+HP)

5月 1日 公募締め切り

5~6月 選考委員会

9月 福祉保健常任

委員会報告

10月 結果公表

(区報+HP)